

# 令和6年度 特定課題評価における実施方針

## 第1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により定める基本方針及び条例第5条第1項の規定に基づき、令和6年度特定課題評価に関する実施方針を定める。

## 第2 基本的な考え方

- 1 令和6年度政策評価基本方針第2の2(3)の規定により、特定課題評価を実施する。
- 2 新たな北海道総合計画（R7夏頃策定予定）に掲げる「めざす姿」の実現に向け、政策展開において重要となる「人材の育成・確保」の対策を連携して着実に推進する必要があるため、人材の育成・確保対策の着実な推進について、点検、評価を行う。

## 第3 一次政策評価

### 1 評価の対象

北海道総合計画の政策体系に沿って整理した施策。

### 2 評価の視点

- (1) 有効性  
施策目標を実現する上での人材の育成・確保対策に関する課題への対応
- (2) 連携状況等  
関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の向上への対応
- (3) 緊急性、優先性  
社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

### 3 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、令和6年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

### 4 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより評価調書を作成し、別に定める期日までに総合計画部計画局計画推進課に提出する。

## 第4 二次政策評価

### 1 評価の対象

条例第6条の規定により各実施機関が一次政策評価を行った施策のうち、知事又は北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下、「専門委員会」という。）で二次政策評価が必要と認める施策とする。

### 2 評価の視点

- (1) 有効性  
施策目標を実現する上での人材の育成・確保対策に関する課題への対応
- (2) 連携状況等  
関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の向上への対応
- (3) 緊急性、優先性  
社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応

### 3 評価の実施方法

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努める。

## 第5 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。